

【建設交通部】

件名	公共敷地内での無届け建築物に係る指導について
申立概要 【受理 23.9.1】	公立小中学校等の公共敷地内で、無届けで建築物が設置されている事実を府土木事務所に通告し、現状確認及び是正措置を求める要請書を提出したが、調査や是正指導を怠っている。
確認事項	<ul style="list-style-type: none">・ 要請書が提出された後、担当土木事務所では、該当市町村に届出手続の有無等を確認するとともに本庁の所管課と連携し検討が開始されていきました。・ 建築基準法において、小規模築造物が建築物に該当するかどうかの判断基準等が定められていないために、基準の検討や整理に長期間を要したことが、申立者の不信を招いたものと認められます。
回答 (意見・要望) 【通知 23.9.27】	<ul style="list-style-type: none">・ 府民からの要請等に対処するために、新たな基準の策定など特段の対応が必要と見込まれる場合は、その理由を含め状況説明に努め理解を求めながら対応を進めるよう求めました。